

中学校の運動部活動を正常化するための提言 (試案)

あいち県民教育研究所 教育への権利部会

2016年5月25日

はじめに

今日、部活動とりわけ中学校の運動部の在り方をめぐる論議が活発に行われている。部活動の指導で数十日にわたって連続勤務した教員、顧問を押し付けられうつ状態になり休職・退職した教員の例、全員加入制の名のもと、好きでもない競技を毎日させられる中学生の例など、インターネットの SNS だけではなく、一般紙にもたびたび部活動の問題が登場するようになった。中央教育審議会などでも取り上げられるようになった。部活動をこれからどのように改革していくかは喫緊の課題となっている。

あいち県民教育研究所（あいち民研）教育への権利部会は、昨年（2015年）5月31日に「小中学校の部活動の見直しを求める提言」（2015提言）を行った。2015提言は、教員の多忙化、長時間労働の主たる要因として部活動の顧問の業務があると捉え、「基本提言」として、

1. 小学校の部活動の廃止
2. 勤務時間外の教員による部活動指導の規制
3. 専門家による部活動指導の原則の確立
4. 教育行政の責任による指導者の配置の推進

「関連提言」として、

1. 勤務時間外の部活動指導に対しては超過勤務手当を支給すること
2. 教職員が部活動の顧問を担当するかどうかは教職員の自由にゆだねられていることを明確にすること
3. 土曜、日曜の部活動および朝練を禁止すること
4. 外部指導者の研修を実施すること
5. 対外試合を制限すること
6. 全国大会を制限すること
7. 個人負担を軽減すること
8. 部活動の活動歴を推薦入試等に利用しないこと
9. 教員採用試験で部活動に関することを問わないこと
10. 強制加入・全員加入制の廃止

を掲げた。

（2015提言はあいち民研のホームページに掲載されている。

<http://www.ne.jp/asahi/aichi/minken/>)

私たちは、1年たった今日においても、これらの提言の内容は有効性をもっていると考えている。しかしこれらの提言を実現するためのハードルは高いものがある。それは、部活動に関しては、参加している生徒、指導している教員、保護者の三者の間で一定の「満足感」があり、それゆえ、現状を改革する提案が受け入れられないという状況があるということである。

例えば、部活動を過熱化させる「勝利至上主義」については、1997年12月に出された、中学生・

高校生のスポーツ活動に関する調査研究協力者会議「運動部活動の在り方に関する調査研究報告」（以下、97年報告）で、「一部に勝利至上主義の弊害が生じている例なども指摘されている」と記述され、「中学校の運動部では、学期中は週当たり2日以上 of 休養日を設定」という「参考」例が示されたが、20年近くたった今日でも多くの中学校ではそれらは実現されていない。

関係者に配慮を求めたり、留意してほしいという「お願い」では事態は改善されないのである。教員が平日の勤務時間終了後に「自主的・自発的」に「ボランティア」として部活動の指導を行うことを事実上「強制」することは、事実上の脱法行為であり、直ちに是正されるべきものである。生徒も朝練、放課後の活動、土日の活動と休む間もなく「部活漬け」になることは、少年期・青年期における全面発達の妨げにもなり、そのような日常生活から解放されなければならない。

そこで今回の提言では、2015 提言を踏まえ、一定の「法的枠組み」による規制および部活動をめぐる教育学的議論の整理から中学校の運動部活動の正常化を求める提言を行いたい。

（小学校に関しては、学習指導要領上も「部活動」は想定されていないということから、直ちに廃止すべきものとして、今回は言及しない。高校に関しては、学校規模、生徒の発達段階などが中学と異なることから言及しない。また文化系の部活動でも吹奏楽など運動部と同じような問題を抱えているものもあるが、今回は検討しない。私立中学に関しても勤務条件が異なるので検討の対象外とする。）

（部活動に関しては社会体育に移管させるという議論も古くからある。小学校に関しては一部の地域で実施されているようであるが、中学校に関してはあまり進んでいない。実施されているところには、学校の部活動が終了した後、ないしは土日に社会体育という位置づけで、事実上、学校の部活動の延長という形態で実施しているところもある。今回の提言では、学校で、教育課程の一環として部活動を行うという前提で、そのための方策、規制について検討した。）

提言 1：教員の法定の勤務条件、勤務時間の厳守

「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法」（給特法）6条1項は、「教育職員を正規の勤務時間を超えて勤務させる場合は、政令で定める基準に従い条例で定める場合に限るものとする」とし、同2項で「前項の政令を定める場合においては、教育職員の健康と福祉を害することとならないよう勤務の実情について十分な配慮がされなければならない」と規定している。同条を受けて制定された「公立の義務教育諸学校等の教育職員を正規の勤務時間を超えて勤務させる場合等の基準を定める政令」では、「教育職員については、正規の勤務時間の割振りを適正に行い、原則として時間外勤務を命じないものとする」と教員には原則、時間外勤務は命じられないと明文化している。時間外勤務を命じられる場合は、イ 校外実習その他生徒の実習に関する業務 ロ 修学旅行その他学校の行事に関する業務 ハ 職員会議に関する業務 ニ 非常災害の場合、児童又は生徒の指導に関し緊急の措置を必要とする場合その他やむを得ない場合に必要業務の4項目に限定している。これらは例示ではなく厳密に限定された「臨時又は緊急やむを得ない」項目であり、部活動指導のような、毎日、恒常的に行われる業務はこれに含まれない。

名古屋市の公立中学校の教員の勤務時間は、午前8時15分から午後4時45分までで、多くの学校は午後3時45分から4時30分までは労働基準法で定められた「休憩時間」とされている。教員の勤務時間を守ると部活動の指導は4時30分から45分の間の15分しかできないことになる。朝練も当然、対象外である。教員が勤務時間内に部活動の指導を行うことは事実上、不可能である。

現状の、教員が部活動の顧問となり勤務時間終了後も指導にあたるのは「脱法行為」であり、それは直ちに中止すべきである。

提言 2：教員の勤務時間の関係および部活動の実技指導の専門性を確保する必要から教員は部活動の実技指導を行えないことを確認する

提言 1 で明らかにしたように、教員は勤務時間内に部活動の指導を行うことは法令の規定からして事実上できない。それゆえに教員は部活動の実技指導は担当しない。教員が部活動にかかわるのは、部活動の年間計画の策定、外部の指導者との連絡調整などのマネジメントに限定する。マネジメントを専門に行う教員の配置についても検討する。

「中学校学習指導要領」では、部活動の意義と留意点等として「生徒の自主的、自発的な参加により行われる部活動については、スポーツや文化及び科学等に親しませ、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養等に資するものであり、学校教育の一環として、教育課程との関連が図られるよう留意すること。その際、地域や学校の実態に応じ、地域の人々の協力、社会教育施設や社会教育関係団体等の各種団体との連携などの運営上の工夫を行うようにすること」と記述している。同項について「中学校学習指導要領解説 保健体育編」は、「部活動は、教育課程において学習したことなども踏まえ、自らの適性や興味・関心等をより深く追求していく機会であることから、第 2 章以下に示す各教科等の目標及び内容との関係にも配慮しつつ、生徒自身が教育課程において学習する内容について改めてその大切さを認識するよう促すなど、学校教育の一環として、教育課程との関連が図られるようにするとの留意点」を規定したものとしている。部活動も教育活動の一環として行われるべきことを示している。「教育活動の一環」である以上、部活動の指導には教育学およびその競技に対する高い専門性が求められる。

2013 年 5 月に出された運動部活動の在り方に関する調査研究協力者会議「運動部活動の在り方に関する調査研究報告書～一人一人の生徒が輝く運動部活動を目指して～」(以下、2013 年報告)では、運動部の顧問の教員等が、「当該スポーツ科目の技術的な指導」「部活動のマネジメント(運営)」「生徒の意欲喚起や人間関係形成のための指導」「安全確保や事故防止」について習得する機会を確保すること、換言すれば、顧問の教員がこれを習得することを求めている。同報告では「運動部活動中、顧問の教員は生徒の活動に立ち会い、直接指導することが原則」と述べている。また同報告では「高い水準の技能や記録に挑むことを重視する生徒、自分なりのペースでスポーツに親しみたい生徒」など生徒の多様なニーズに応える運動部活動の実施を学校に求めている。

このように運動部活動を指導することには高い専門性が求められる。それを一般の教員に求めることは過剰な要求である。それゆえ勤務時間内であったとして運動部活動の技術指導を教員にゆだねることは問題である。

提言 3：部活動の実技指導は外部の指導者が行う

従来、教員が行ってきた実技指導は外部の指導者にゆだねる。この場合、指導計画、方針等についてはマネジメント役の教員と連絡調整を行う。

提言 4：部活動の活動日数を制限する

部活動の実施は外部の指導者がいるときに限定されること、生徒に部活動以外の様々な経験をさせる必要があることなどから、平日は週 3 日程度に限定する。土日は原則、禁止する。

提言 5：中学校単位の全国大会の廃止

部活動の過熱化を促進するのが過度の勝利至上主義である。全国大会などはそれを加速させるものである。国際競技力の向上などは学校外の競技団体などが主催する企画で図られるべきで、学校で行われる部活動に国際競技力の向上などの役割を課すことはふさわしくない。

提言 6：部活動の全員加入制の廃止

部活動はあくまで「生徒の自主的、自発的な参加」（学習指導要領）により行われるもので、全員加入を強制し、土日まで部活動参加を求めることは学習指導要領の趣旨からも逸脱しており、全員加入制は認められない。

上記の提言を、中学校の運動部の関係者はどのように受け止めるのか。多くの人は、これらの提言は現実的ではない、現場を知らない発言だ、これでは中学校の部活動はできない等の反応を返すであろう。

しかし、確認しておかなければならないことは、中学校の部活動は、「学校教育の一環」として、学校が組織、計画し、顧問の教員の管理、指導のもとで行われる活動であるということと、その顧問の活動は、ほとんどが勤務時間外に行われ、平日の活動には手当が付かず、「教員の自主的、自発的活動」という名目で、そして「学校教育の一環」だから教員全体が取り組まなければならないとして、事実上校務分掌の一環として強制されたものであるということである。つまり、今日の中学校の部活動は適正かつ合法的な制度として成り立っていないのである。教員に脱法的に顧問を強制することで成り立っている「虚構の制度」である。公教育の場にこのような「虚構」を存在させることは許されない。

中学校で部活動を存続させるためには最低限、上記の提言を実現させることが必要である。そのためには、外部の指導者を導入するための財源確保、部活動は学校教育の一環であるので他の教育活動を制約しないために活動日数を制限すること、部活動の目的から国際的競技力の向上などを外し、楽しみを主体としたスポーツを経験する場とすることが必要であろう。さらに、最も必要なことは、関係者の意識改革である。生徒には、部活動だけではなく様々な体験をさせる必要があること、土日の生活は本来家庭が判断するものであること、そして教員は教科指導を中心として生活指導、生徒指導などを通して生徒の成長発達を保障することが本務であり、部活動指導中心の生活は公私にわたり問題であるということの確認、意識改革である。

教員の多くも、中学、高校さらには大学時代に部活動に参加し、従来形態（教員が顧問として連日指導すること）に疑問を感じずに当たり前だと思い、部活動で生徒を指導することを教員の生きがいだと感じているものもある。このような認識自体、問われ返されなければならない。

教員が部活動の指導から解放され、教員の本務に専念できたとき、教員のワークライフバランスも適正化され、人間らしい生活が生徒にも教員にも保障されるであろうと信じている。そのためにも本提言が活用されることを願っている。

* 付 記

あいち民研教育への権利部会が部活動問題で今まで発表してきたものは以下の通りです。

1. 「教育行政の責任で『教員の多忙』の解消を」（『あいち県民教育研究所年報』第 18 号、2010 年 7 月刊行）
2. 「小・中学校の部活動を廃止しよう」（同上書、第 19 号、2011 年 5 月刊行）
3. 「あいち民研公開シンポジウム報告書 小中学校の部活動を考える」（2012 年 2 月刊行）
4. 「提言『小・中学校の部活動の廃止』への補論」（『あいち県民教育研究所年報』第 20 号、2012 年 6 月刊行）
5. 「小中学校の部活動の見直しを求める提言」（同上書、第 23 号、2015 年 5 月刊行）

下記の URL から全文がダウンロードできます。

<http://yahoo.jp/box/yLkYDF>